

公益財団法人放送番組センター

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人放送番組センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、放送法（昭和25年法律第132号）に基づき、全国の民間放送、日本放送協会、放送大学学園が放送した番組を保存して一般に公開すること及び放送文化に対する理解を促進する展示、セミナー等の事業を行うことにより、わが国の放送の健全な発達と、文化、芸術の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 放送番組の保存と公開
- (2) 放送文化に対する理解の促進
- (3) その他、この法人の目的達成に必要な事業

2 前項に定める事業は、全国で行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第6条 この法人の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は会長が作成し、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事会の決議を経て、評議員会へ報告する。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の事業計画書及び収支予算書については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第7条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、貸借対照表、損益計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録（以下この条において「財産目録等」という）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会において承認を得るものとする。

- 2 前項の財産目録等については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 3 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(法令遵守)

第8条 この法人の事業は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条その他関係法令の規定を遵守して行わなければならない。

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

第9条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産の取り扱いについては、理事会が別に定める寄附金等取扱規程による。

(基本財産の維持及び処分)

第10条 この法人は、基本財産について適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分、除外、又は担保に提供する場合には、理事会において出席した理事の3分の2以上の決議を経て、評議員会において出席した評議員の3分の2以上の決議により承認を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第11条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会が別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第12条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において出席した理事の3分の2以上の決議を経なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(会計原則等)

第 13 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従い執行するものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会が別に定める経理規程によるものとする。

第 3 章 評議員及び評議員会

第 1 節 評議員

(定数)

第 14 条 この法人に、評議員 5 名以上 10 名以内を置く。

2 評議員のうち、1 名を評議員長とする。

(選任及び解任)

第 15 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第 179 条から第 195 条までの規定に従い評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ その評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの

ハ その評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外のものであって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらのものと生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人又は認可法人

3 評議員長は、評議員会において選任する。

4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿謄本を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

(役職員等兼職の禁止)

第16条 評議員は、この法人の役員又は使用人を兼ねることができない。

(権限)

第17条 評議員は、評議員会を構成し、第20条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第19条 評議員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、各年度の総額が150万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める評議員に対する報酬等に関する規程に従って算定した額とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第2節 評議員会

(構成及び権限)

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

(1) 評議員及び役員の選任及び解任

(2) 定款の変更

(3) 役員に対する報酬等に関する規程

(4) 評議員に対する報酬等に関する規程

(5) 各事業年度の事業報告及び決算報告

(6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分

(7) 基本財産の処分又は除外

- (8) 理事会において評議員会に付議した事項
 - (9) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、招集の通知の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

- 第 21 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。
- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催する。
 - 3 臨時評議員会は、必要がある場合、いつでも開催することができる。

(招集)

- 第 22 条 評議員会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。
- 2 前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
 - 3 前項による請求があったときは、会長は、遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

- 第 23 条 会長は、評議員会の開催日の 1 週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的事項を記載した書面をもって通知しなければならない。
- 2 会長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得て電磁的方法により通知を発出することができる。
 - 3 前項にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

- 第 24 条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。
- 2 評議員長が欠けたときは、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

- 第 25 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

- 第 26 条 評議員会の決議は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決する。

(決議の省略)

- 第 27 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 28 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 29 条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに記名押印しなければならない。

第 4 章 役員及び理事会

第 1 節 役員

(種類及び定数)

第 30 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15 名以上 26 名以内

(2) 監事 2 名以上 3 名以内

2 理事のうち、1 名を代表理事とし、2 名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 31 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。

3 前項で選定された代表理事は、会長に就任する。

4 理事会は、その決議によって第 2 項で選任された業務執行理事より、専務理事 1 名、常務理事 1 名を選定する。

5 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

6 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

7 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

8 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿謄本を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

(理事の職務・権限)

第 32 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その業務執行に関わる職務を代行する。
- 4 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また専務理事に事故あるとき、又は欠けたときは、その業務執行に関わる職務を代行する。
- 5 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 ケ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第 33 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくこれを理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に 2 週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第 34 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠により選任された理事又は監事の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、定めた役員の定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 35 条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合、決議に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第 36 条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、評議員会において別に定める総額及び役員に対する報酬等に関する規程に従って算定した額を支給する。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第 37 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、当該取引につき重要な事項を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引。
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引。
 - (3) この法人が、その理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引。
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除及び責任限定契約)

第 38 条 この法人は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、第 198 条において準用する第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、法人法第 115 条第 1 項の規定により、非業務執行理事および監事との間に、同法第 111 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、この契約に基づく前項の責任の限度額は法第 113 条第 1 項の定める最低責任限度額とする。

第 2 節 理事会

(構成)

第 39 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 40 条 理事会はこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止。
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定。
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第 38 条の責任の免除及び責任限定契約

(種類及び開催)

第 41 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第 33 条の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 42 条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合、前条第 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 2 週間以内の日を臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに通知しなければならない。

4 会長は、前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得て電磁的方法により通知を発出することができる。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 43 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 44 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 45 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第 46 条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第 47 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合は、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 32 条第 5 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 48 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した代表理事及び監事がこれに記名押印する。

第 5 章 顧問

(顧問)

第 49 条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、この法人の重要事項について、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 6 章 委員会

(放送番組収集諮問委員会の設置)

第 50 条 この法人に放送法第 170 条の規定に基づく放送番組収集諮問委員会を置く。

2 放送番組収集諮問委員会は、会長の諮問に応じ、放送番組収集の基準等に関する事項を審

議する。

3 放送番組収集諮問委員会に関する規程は、理事会が別に定める。

(専門委員会の設置)

第 51 条 この法人に専門的事項について調査研究するための専門委員会を置く。

2 専門委員会に関する規程は、理事会が別に定める。

第 7 章 事務局

(事務局)

第 52 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 53 条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

(1) 定款

(2) 理事、監事及び評議員の名簿

(3) 認定、許可、認可及び登記に関する書類

(4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類

(5) 財産目録

(6) 役員等の報酬規程

(7) 事業計画書及び収支予算書

(8) 事業報告書、貸借対照表、損益計算書及びこれらの附属明細書

(9) 監査報告

(10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令に定めるもののほか、理事会が別に定める情報公開規程によるものとする。

第 8 章 賛助員

(賛助員)

第 54 条 この法人の目的に賛同し、その事業を援助する個人又は法人を賛助員とすることができる。

2 賛助員に関する必要な事項は、理事会が別に定める賛助員に関する規程による。

第 9 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 55 条 この定款は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の 4 分の 3 以上の決議を経て変更することができる。ただし、認定法第 11 条に定める事項の変更（軽微なものを除く。）については、行政庁の認定を受けなければならない。

2 第 3 条に規定する目的、第 4 条に規定する事業及び第 15 条第 1 項に規定する評議員の選任及び解任の方法については、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の 4 分の 3 以上の決議を経なければ変更することができない。

3 第 57 条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については、変更することができない。

4 認定法第 11 条に定める事項以外の変更については、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 56 条 この法人は、法人法第 202 条に規定する事由及びその他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定等の取消し、又は合併による公益目的取得財産残額の贈与)

第 57 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、認定法第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ケ月以内に、評議員会の決議により同法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 58 条 この法人が、解散等により清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議により、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 59 条 この法人は、その組織又は活動状況、財務資料等を積極的に公開する。

2 情報公開に関する必要事項は、理事会が別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 60 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要事項は、理事会が別に定める。

(公告)

第 61 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 11 章 補則

(委任)

- 第 62 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この定款は、整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とし、その後最初に到来する 3 月末日を事業年度の終了日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は村上光一、業務執行理事は工藤俊一郎、松舘晃とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

岩崎 幸雄	亀渕 昭信	河野 尚行	菅谷 定彦
菅谷 実	濱田 純一	半田 正夫	藤井 宏昭

2012 年 4 月 1 日施行

2018 年 6 月 22 日一部改正

2022 年 6 月 22 日一部改正

2023 年 11 月 16 日一部改正